

多様な働き方を可能とし、 賃金上昇の好循環を 実現しよう!!

～「賃金引上げ」のための支援策の紹介～

成長と分配の好循環を実現するため、足下での賃金引上げに向けた環境整備とともに賃金引上げが、企業の生産性を向上させ、更なる賃金引上げを生むという「構造的賃上げ」を実現しましょう。

◇最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等の支援メニューのご案内

1 国の支援策

- (1) 賃金引上げに関する支援
- (2) 雇用(人材育成)に関する支援
- (3) 相談窓口

2 県の支援策

- (1) 生産性向上に対する支援
- (2) 新分野や新技術への取組に対する支援
- (3) 技術力向上に対する支援
- (4) その他

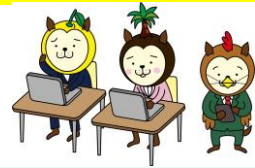


宮崎労働局 雇用環境・均等室
宮崎県 商工観光労働部 雇用労働政策課

TEL0985-38-8821
TEL0985-26-7106

1 国の支援策

(1)賃金引上げに関する支援



業務改善助成金

問い合わせ先:業務改善助成金コールセンター 電話: 0120-366-440(平日8:30~17:15)
又は宮崎労働局雇用環境・均等室 電話: 0985-38-8821(平日8:30~17:15)

事業場内で最も低い時間給(事業場内最低賃金)を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等(機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング)を行う中小企業・小規模事業者には、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成率・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。



※申請期限:令和6年1月31日
(事業完了期限:令和6年2月28日)

事業場内最低賃金の
引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

(計画の承認と事業の実施後)
業務改善助成金を支給
(最大600万円)

対象事業者・申請の単位など

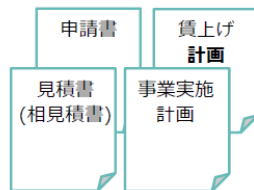
- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる)事業場ごとに申請いただきます。

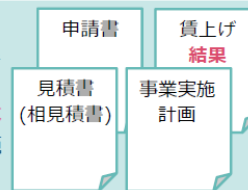
【申請時に必要なもの】

申請書や見積書に加え、
・ 賃金引上げ計画書
・ 事業実施計画書
が必要です。



事業場規模
50人未満で
あればこちら
も適用

一定の期間*に事業場内最低賃金を引き上げていた場合は、賃金引上げ計画は不要です。(事業実施計画は必要です。)



※令和5年4月1日~12月31日まで。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。

キャリアアップ助成金

問い合わせ先:宮崎労働局助成金センター 電話:0985-62-3125(平日8:30~17:15)

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際にも活用することができます。



1 国の支援策

(2) 雇用(人材育成)に関する支援



建設事業主に対する助成金

問い合わせ先:宮崎労働局助成金センター 電話:0985-62-3125(平日8:30~17:15)

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金(「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」)を支給します。



人材確保等支援助成金

問い合わせ先:宮崎労働局助成金センター 電話:0985-62-3125(平日8:30~17:15)

事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の仕事定着の促進等を図った場合に助成します。



地域雇用開発助成金

問い合わせ先:宮崎労働局助成金センター 電話:0985-62-3125(平日8:30~17:15)

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。



人材開発支援助成金

問い合わせ先:宮崎労働局助成金センター 電話:0985-62-3125(平日8:30~17:15)

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。



(3) 相談窓口



働き方改革推進支援センター

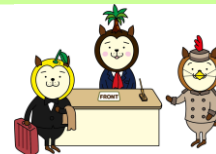
問い合わせ先:みやざき働き方改革推進支援センター 電話:0120-975-264(平日9:00~17:00)

働き方改革推進支援センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談や同一労働同一賃金に関する相談、長時間労働削減に関する相談など、働き方改革に向け様々な課題を抱えている事業主の皆さまに対して、労務管理の専門家等が無料でアドバイスを行っています。



2 県の支援策

(1)生産性向上に対する支援



ものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援事業

問い合わせ先:宮崎県企業振興課 電話:0985-26-7095 (平日8:30~17:15)

県内ものづくり企業に対して、生産性向上のための生産設備の改修費用を補助します。

宿泊業の生産性・サービス向上支援事業

問い合わせ先:宮崎県観光推進課 電話:0985-26-7104 (平日8:30~17:15)

令和9年開催の国スポ・障スポ大会やスポーツキャンプ・合宿及び観光客の更なる受入等を見据え、人手不足等で厳しい経営環境にある県内宿泊事業者の生産性やサービス向上に必要な経費を補助します。

(2)新分野や新技術への取組に対する支援



中小企業経営革新計画承認制度

問い合わせ先:宮崎県商工政策課 経営金融支援室
電話:0985-26-7097 (平日8:30~17:15)

経営革新計画を作成し、県の承認を受けることで県中小企業融資制度における融資利率等の優遇など、各支援施策が活用可能です。

(3)技術力向上に対する支援



試験・分析・測定等による技術支援

問い合わせ先:宮崎県工業技術センター・食品開発センター
電話:0985-74-4311 (平日8:30~17:15)

工業製品の強度試験や精密測定、食品の成分分析等を支援。(利用者が自ら操作する「設備利用」と、センター職員が実施する「依頼試験」があります。)

(4)その他

上記を含めた様々な支援事業がありますので、御活用ください。

○中小企業のための支援事業案内2023 ⇒



○宮崎県令和5年度予算(6月補正後)の概要
(県ホームページの最低賃金関係ページに移動しますので、
ページ下部の「その他の支援策」のPDFを御覧ください。)

⇒

